

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○建築基準法による一定の一団の土地の区域……………

……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………

……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………

……………(同)……………

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………

……………(同)……………

○身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定内容の変更等……………

……………(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)……………

○貸金業法による行政処分……………

……………(産業労働局金融部貸金業対策課)……………

○開発行為に関する工事完了(三件)……………

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………

### 告示

●東京都告示第千三百五十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年八月四日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

東京都市計画事業豊洲土地区画整理 平成二十八年七月二十五日

事業第五街区保留地符号保五一一、

保五一二、同街区仮換地符号豊二

十一十六、豊五 五一十八、豊六

一一二、豊六 十一三、豊六 二十

一一三、江東区豊洲六丁目二十八番

及び二十九番の一部

二 認定計画書の縦覧場所

東京都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁

第二本庁舎二十四階中央)

●東京都告示第千三百五十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ

ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい

う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

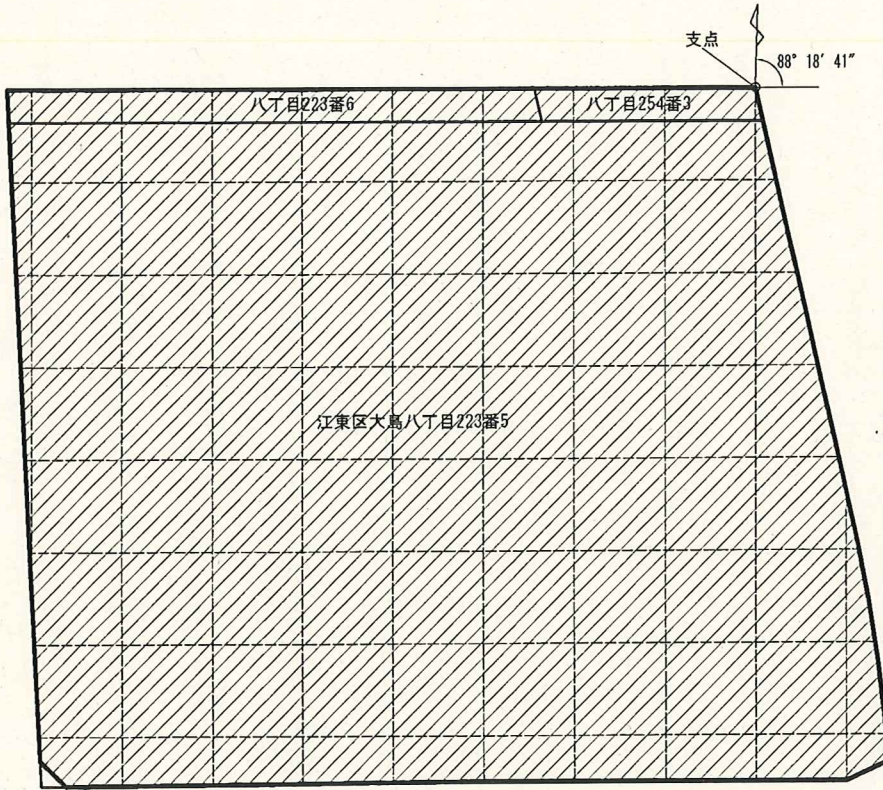
平成二十八年八月四日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区大島八丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

別図



- 【凡例】
- 単位区画
  - 筆境界
  - 敷地境界
  - ▨ 形質変更時要届出区域

【支店】

支店は、江東区大島八丁目254番3の最北端とする。

【格子の回転角度(88度18分41秒)】

格子の回転角度は、支店を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支店を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百六十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区東品川四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物